

太田市サービスセンター設置規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年2月6日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第4号

太田市サービスセンター設置規則の一部を改正する規則
太田市サービスセンター設置規則(平成17年太田市規則第26号)
の一部を次のように改正する。

第2条の表太田市西サービスセンターの項中「太田市新田市野井町
592番地13」を「太田市新田金井町6番地1」に改める。

「
第5条の表中
第5条の表
を
」

「
第5条の表
に改める。
」

附 則

この規則は、令和7年2月23日から施行する。